

## 公衆衛生部会学術セミナーのご案内

公益社団法人 愛知県獣医師会

「動物の愛護及び管理に関する法律」が令和元年に改正され、動物の所有者等が遵守する責務の明確化、動物の適正飼養のための規制の強化等が図られた。改正された点の一つに獣医師による動物虐待等の通報の義務化（第41条の2関係）があり、これ以外にも直接動物愛護業務に関わらない獣医師も同法について知っておくべき点が多々ある。

今回、岐阜大学応用生物科学部獣医学課程客員准教授の鈴木智洋先生を迎え、同法のみならず獣医師に関わる法律について御講演をいただき、獣医師、一般県民の見識を深める。

### 記

開催日時：令和2年11月21日（土）15時～17時

開催会場：アイリス愛知 3階 百合  
名古屋市中区丸の内2-5-10  
TEL：052-223-3751

講師：鈴木 智洋先生（岐阜大学応用生物科学部獣医学課程客員准教授）

講演内容：『動物の愛護及び管理に関する法律等、獣医師と法律について』

参加対象：獣医師、一般県民

参加費用：無 料

申込締切日：令和2年11月6日（金）

**\*事前予約「要」、定員50名で締切とさせていただきます。**

申込先：（公社）愛知県獣医師会 事務局

TEL：052-961-3435・FAX：052-951-2134

※ 新型コロナウイルス感染症の状況により、中止する場合があります。